

令和7年度青森県訪問看護総合支援センター事業  
(青森県委託事業)

令和7年度  
青森県訪問看護ステーション実態調査  
報告書

令和8年3月

公益社団法人青森県看護協会



# はじめに

平素より、青森県看護協会ならびに訪問看護総合支援センターの活動に深いご理解と格別のご支援を賜り、心よりお礼申し上げます。

このたびの豪雪によりお亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

一昨年の大雪を受け、訪問看護時の駐車スペース確保につきましてご尽力を賜りました関係各位に、改めて深く感謝申し上げます。訪問看護時の安全確保と、在宅で療養されている方々への必要なケアを滞りなく提供するために、極めて重要な制度であり、今後も継続されることを強く希望いたします。

青森県訪問看護総合支援センターは、青森県の委託事業として2023年に開設いたしました。設置目的である訪問看護事業所の「経営の安定化」「人材確保」「看護の質の向上」に向け、多岐にわたる事業を展開しております。

少子高齢化の進展や人口減少、生産年齢人口の急減といった社会構造の変化に対応する新たな医療提供体制の構築が始まろうとしています。療養の場は医療機関から地域へと広がり、「治す医療」から「治し支える医療」へのパラダイムシフトが進む中、地域における看護機能が連携し合い、地域全体で人々の健康と療養を面として支える体制づくりが求められています。地域の看護の拠点となる訪問看護を支援する本会の役割は、今後ますます大きくなるものと考えております。青森県看護協会および訪問看護総合支援センターは、訪問看護のさらなる推進に向け、今後も全力で取り組んでまいります。引き続き変わらぬご理解とご支援を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

結びに、本報告書が、関係者の皆様における訪問看護への共通理解を深める一助となり、広くご活用いただけたら幸いです。

令和8年3月

公益社団法人青森県看護協会  
会長 川野 恵智子



# 目 次

<b>第Ⅰ章 調 査 概 要</b> .....	5
1. 調 査 目 的 .....	5
2. 調 査 対 象 .....	5
3. 調 査 方 法 .....	5
4. 調 査 時 期 .....	5
5. 回 収 状 況 .....	5
<b>第Ⅱ章 調 査 結 果</b> .....	6
1. 事業所基本情報 .....	6
(1) 訪問看護ステーション設置主体 .....	6
(2) 法人が運営あるいは併設する施設や事業所の有無 .....	7
(3) 看護職員の常勤換算数 .....	7
(4) 訪問看護ステーション規模別事業所数 .....	7
2. 新卒・新人訪問看護師の採用と育成について .....	8
(1) 青森県新卒・新人訪問看護師教育プログラム活用状況 .....	8
(2) 青森県新人看護職員研修事業補助金の認知 .....	8
(3) 令和7年4月1日以降の新規採用看護職員数および新人訪問看護職員数 .....	9
(4) 令和7年4月1日以降の新規採用の有無別にみた教育プログラム活用状況 .....	9
(5) 新人訪問看護職員の採用の有無別にみた教育プログラム活用状況 .....	9
3. 訪問看護事業所運営に関わる法定研修について .....	10
(1) 法定研修実施に関する課題の有無 .....	10
(2) 併設施設の有無別の法定研修実施に関する課題有りの割合 .....	10
(3) 法定研修を実施する上で感じている課題 .....	10
(4) 法定研修を円滑に実施するために必要と思う情報・支援 .....	11
4. 青森県訪問看護総合支援センターへの意見・要望 .....	12
5. ま と め .....	12
<b>&lt;資 料&gt;</b>	
調 査 票 .....	15



# 第I章 調査概要

## 1. 調査目的

訪問看護ステーションの実態を把握し、課題解決を検討するための資料を得る。

## 2. 調査対象

県内訪問看護ステーション150カ所

(厚生労働省東北厚生局「訪問看護事業所の管内指定状況一覧」に掲載されている訪問看護ステーション；令和7年6月1日閲覧)

## 3. 調査方法

自記式調査票による郵送調査

## 4. 調査時期

令和7年6月に実施（対象期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日）

## 5. 回収状況

配布数150部、回収数104部、回収率69.3%

圏域別内訳	配布数	回収数
青森圏域	37	29
津軽圏域	32	23
西北五圏域	11	5
下北圏域	5	4
上十三圏域	21	15
八戸圏域	44	28
計	150	104

# 第Ⅱ章 調査結果

## 1. 事業所基本情報

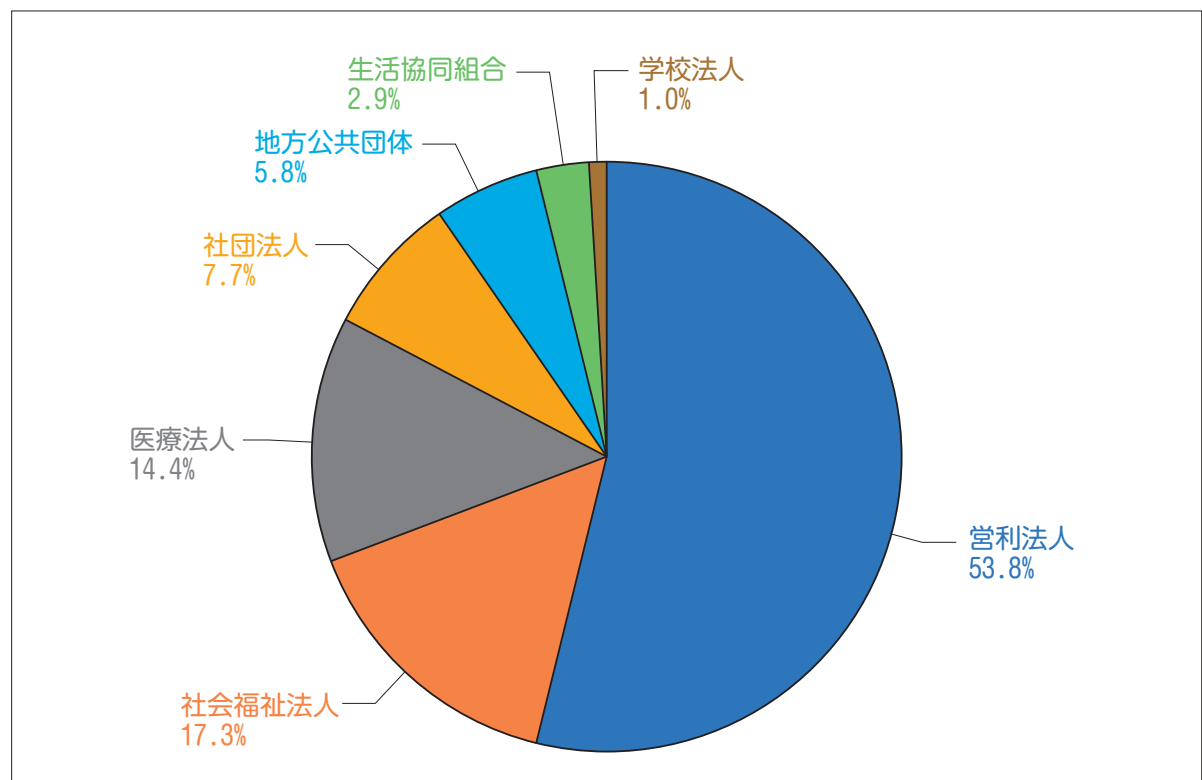
### (1) 訪問看護ステーション設置主体

訪問看護ステーションの設置主体は、営利法人（会社）56件（53.8%）、社会福祉法人16件（15.4%）、医療法人14件（13.5%）、社団法人8件（7.7%）、地方公共団体6件（5.8%）、生活協同組合3件（2.9%）、学校法人1件（1.0%）であった【表1】【図1】。

表1 訪問看護ステーション設置主体数と割合

	令和5年度 (n=104)		令和6年度 (n=100)		令和7年度 (n=104)	
	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
営利法人（会社）	56	53.8	52	52.0	56	53.8
社会福祉法人	18	17.3	17	17.0	18	17.3
医療法人	15	14.4	13	13.0	15	14.4
社団法人・財団法人（公益含）	6	5.8	8	8.0	8	7.7
地方公共団体	4	3.8	6	6.0	6	5.8
生活協同組合	3	2.9	3	3.0	3	2.9
特定非営利活動法人（NPO）	1	1.0	0	0.0	0	0.0
その他（学校法人）	1	1.0	1	1.0	1	1.0
計	104	100.0	100	100.0	104	100.0

図1 訪問看護ステーション設置主体割合



## (2) 法人が運営あるいは併設する施設や事業所の有無

法人が運営あるいは併設する施設や事業所の有無について、「併設施設・事業がある」が78件（75.0%）、「併設施設・事業がない」が26件（25.0%）であった【表2】。

表2 併設施設・事業の有無 n=104

区分	件数	割合(%)
併設あり	78	75.0
併設なし	26	25.0
計	104	100.0

## (3) 看護職員の常勤換算数

訪問看護ステーションにおける看護職員の常勤換算数の総数は540.7人であり、1事業所あたりの常勤換算数は5.2人であった【表3】。

表4 看護職員の常勤換算数（令和7年度） n=104

	常勤換算数
総数	540.7人
1事業所あたり	5.2人

## (4) 訪問看護ステーションの規模別事業所数

看護職員の常勤換算数でみた規模別施設数では、2.5～5人未満の小規模事業所が66件（63.5%）と最も多く、次いで5～10人未満が30件（28.8%）、10人以上が9件（8.7%）であった。小規模事業所の割合は令和6年度より3.5ポイント上昇していた【表4】。

表4 訪問看護ステーションの規模別施設数

規模別事業所数 (常勤看護職員数)	令和5年度 (n=90)		令和6年度 (n=100)		令和7年度 (n=104)	
	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
小規模事業所 (2.5～5人未満)	51	56.7	60	60.0	66	63.5
中規模事業所 (5～10人未満)	29	32.2	32	32.0	30	28.8
大規模事業所 (10人以上)	10	11.1	8	8.0	8	7.8
計	90	100.0	100	100.0	104	100.0

## 2. 新卒・新人訪問看護師の採用と育成について

### (1) 『青森県新卒・新人訪問看護師教育プログラム』（以下、教育プログラム）の活用状況

青森県新卒・新人訪問看護師教育プログラムの活用状況について、「活用している」が20件（19.2%）、「活用していない」が82件（78.8%）であり、令和6年度に比べて「活用している」が3.8ポイント下降していた【表5】。

表5 教育プログラム活用状況

	令和5年度 (n=104)		令和6年度 (n=100)		令和7年度 (n=104)	
	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
活用している	14	13.5	23	23.0	20	19.2
活用していない	88	84.6	75	75.0	82	78.8
無回答	2	1.9	2	2.0	2	1.9
計	104	100.0	100	100.0	104	100.0

### (2) 『青森県新人訪問看護職員研修補助金』の認知

青森県健康医療福祉部医療薬務課が担当する新卒新人訪問看護師の養成のための補助金「青森県新人看護職員研修事業補助金」について、「知っている」が74件（71.2%）、「知らない」が28件（26.9%）と、令和6年度に比べ「知っている」が3.8ポイント下降していた【表6】。

表6 青森県新人看護職員研修事業補助金の認知

	令和5年度 (n=104)		令和6年度 (n=100)		令和7年度 (n=104)	
	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
知っている	68	65.4	75	75.0	74	71.2
知らない	33	31.7	24	24.0	28	26.9
無回答	3	2.9	1	1.0	2	1.9
計	104	100.0	100	100.0	104	100.0

### (3) 令和7年4月1日以降の新規採用看護職員数および新人訪問看護職員数

本調査において「新人訪問看護職員」とは、訪問看護未経験で採用された看護職員を指す。

令和7年4月1日以降に新規採用を行った施設は37か所であった。このうち、新人訪問看護職員を採用した施設は28か所であった。また、新規採用された看護職員の総数は49人であり、そのうち新人訪問看護職員は35人であった【表7】。

表7 令和7年4月1日以降の新規採用看護職員数と訪問看護未経験者数 n=104

	新規採用数	うち新人訪問看護職員数	割合(%)
人数	49人	35人	71.4
施設数	37施設	28施設	75.7

### (4) 令和7年4月1日以降の新規採用の有無別にみた教育プログラム活用状況

新規採用があった施設37か所のうち、教育プログラムを活用している施設は9か所であった【表8】。

表8 令和7年4月1日以降の新規採用の有無別にみた教育プログラム活用状況 n=102

教育プログラムの活用状況	採用あり(n=37)	採用なし(n=67)	計
活用あり	9	11	20
活用なし	25	57	82
計	34	68	102

※未回答2施設を除く

### (5) 新人訪問看護職員の採用の有無別にみた教育プログラム活用状況

新人訪問看護職員の採用の有無別にみると、新人訪問看護職員を採用した28施設のうち、教育プログラムを活用している施設は8施設であった【表9】。

表9 新人訪問看護職員の採用の有無別にみた教育プログラム活用状況 n=37

教育プログラム活用状況	採用あり	採用なし	計
活用あり	8	1	9
活用なし	20	8	28
計	28	9	37

### 3. 訪問看護事業所運営に関わる法定研修について

#### (1) 法定研修実施に関する課題の有無

法定研修の実施に関する課題の有無をみると、「課題あり」が67施設（64.4%）、「課題なし」が37施設（35.6%）であった【表10】。

表10 法定研修実施に関する課題の有無 n=104

区分	件数	割合(%)
課題あり	67	64.4
課題なし	37	35.6
計	104	100.0

#### (2) 併設施設の有無別の法定研修実施に関する課題有りの割合

併設施設の有無別に法定研修実施に関する課題の有無をみると、併設施設ありの78施設のうち課題ありは47施設（60.3%）、併設施設なしの26施設のうち課題ありは20施設（76.9%）であった【表11】。

表11 併設施設の有無別に見た法定研修実施に関する課題の状況 n=104

	課題あり	課題なし	計	課題ありの割合(%)
併設あり	47	31	78	60.3
併設なし	20	6	26	76.9

#### (3) 法定研修を実施する上で感じている課題

「法定研修を実施する上で感じている課題」については、「とても思う」「まあまあ思う」を『課題に思う群』、「あまり思わない」「全く思わない」を『課題に思わない群』として集計した。

課題に思う群の割合が最も高かったのは「③事業所内の研修企画・実施に不慣れである」で50施設（80.6%）であった。次いで、「②近隣での研修開催予定がない」48施設（78.7%）、「①外部研修の情報収集が困難である」42施設（70.0%）、「④伝達講習を行うことに負担を感じる」41施設（67.2%）であった。

一方、Web研修に関する項目では、「⑥Web研修を導入したいが情報が無い」22施設（35.5%）、「⑤Web研修の受信環境が整っていない」13施設（21.0%）であった【表12】。

表12 法定研修実施に関する課題（課題に思う群複数回答）

n = 67

	件数	割合(%)
① 外部研修の情報収集が困難である	42	62.7
② 近隣での研修開催予定がない	48	71.6
③ 事業所内の研修企画・実施に不慣れである	50	74.6
④ 伝達講習を行うことに負担を感じる	41	61.2
⑤ web研修の受信環境が整っていない	13	19.4
⑥ web研修を導入したいが情報がない	22	32.8

#### その他（自由記述内容）

- ・業務内での研修時間の確保
- ・法定研修の内容が今のものでよいか不安
- ・参加率向上
- ・研修記録の記載について
- ・各看護師の担当を決め月1回の定例会で研修を行っている

#### (4) 法定研修を円滑に実施するために必要と思う情報・支援

本設問では、単回答形式としたが、未回答11件および複数回答25件が認められたため、これらを除外し68件を分析対象とした。なお、複数回答を含めて集計した場合においても順位に変化はなかった。

法定研修を円滑に実施するために必要と思う情報・支援については、「Web研修に関する情報」が23施設と最も多かった。次いで、「外部研修の情報」16施設、「事業所内の研修実施の好事例」13施設であった。【表13】

表13 法定研修を円滑に実施するために必要と思う情報・支援（単回答） n=68

項目	回答数
web研修に関する情報	23
外部研修の情報	16
事業所内の研修実施の好事例	13
研修の企画・実施・評価に関するアドバイス	8
伝達講習のためのアドバイス	4
研修に関する近隣ステーションとの連携事例	4
計	68

※単回答のみを分析対象とした（未回答11件、複数回答25件を除く。）

#### その他（自由記述内容）

- ・ 職員数が少ないため施設外へ派遣が難しい
- ・ 就業時間内に研修時間を設けられない、時間外だと参加者が少ない
- ・ 法定研修を円滑に進めるために選択した以外の項目についても情報をいただきたい
- ・ 書面だけでは見落とす。電話の活用をお願いしたい
- ・ 簡単な記録方法、ひな形があると良い
- ・ 教育計画による年間計画の管理

#### 4. 訪問看護総合支援センターへの意見・要望

- ・ 外部、web研修、近隣で参加費（安価）、webなら訪問時間外があると参加しやすい
- ・ 訪問看護の研修が少ない、医ケア以外の研修（褥瘡・法定）も行って欲しい
- ・ 県訪問看護ステーション連絡協議会との連携はどのようになっているのか知りたい
- ・ 全従業者に法定研修を受講させる時間が少ないと感じる
- ・ 訪問看護に関わる情報の提供をこれからもお願いしたい
- ・ 訪問看護実習指導者のWebと対面研修企画をお願いしたい
- ・ 困った時に相談ができて心強い

#### 5. ま と め

人材確保・育成状況について、訪問看護ステーション1事業所当たりの平均常勤換算数は令和7年度は5.2人であった。規模別にみると、職員数2.5人以上5人未満の小規模事業所は令和6年度60件（60.0%）から令和7年度66件（63.5%）へ増加し、中・大規模事業所数は概ね横ばいであった。これらの結果から、新規開設に伴う小規模事業所の増加が事業所規模の構成に影響している可能性が示唆された。

新卒・新人訪問看護師の育成については、「青森県新卒・新人訪問看護師教育プログラム」の活用割合および「青森県新人訪問看護職員研修事業補助金」の認知割合はいずれも前年度より低下していた。また、令和7年4月1日以降の新規採用者のうち71.4%が訪問看護未経験者であったことから、育成に一定の時間的・人的負担が生じる可能性が示唆された。これらを踏まえ、本センターとして教育プログラムの見直しや訪問看護基礎講座等の情報提供の充実、補助金制度の活用促進に取り組み、人材育成支援体制の強化を図る必要があると考える。

法定研修については、事業所内での研修企画・実施への不慣れや研修機会・情報の不足が主な課題として挙げられた。今後は、Web研修や外部研修に関する情報提供の充実を図り、事業所が円滑に法定研修を実施できる環境整備に取り組む必要がある。

# 資 料





青森県看護協会公式LINE



令和7年度青森県訪問看護総合支援センター事業（青森県委託事業）  
「青森県訪問看護ステーション実態調査報告書」

発行 令和8年3月発行  
編集・発行者 公益社団法人青森県看護協会  
〒030-0822  
青森県青森市中央三丁目20番30号県民福祉プラザ3階  
TEL：017-774-7705  
FAX：017-735-3836  
印刷 ワイエス株式会社ミッド事業部



※本書の無断複写・転載は禁じます。